

<重要な会計方針>

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式の評価基準及び評価方法は移動平均法による原価法により行っております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産
建物については、定額法を採用しております。
 - (2)無形固定資産
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
3. 繰延資産の処理方法
新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。また、創立費については資産として計上し、商法施行規則の一部を改正する省令(平成15年2月28日法務省令第7号)附則第3条第1項によりなおその効力を有するものとされる旧商法第286条の規定により5年間にわたり均等償却を行っております。
4. 引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
5. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

<注記事項>

(貸借対照表関係)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 0 百万円
3. 劣後特約付貸付金
関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。
4. 関係会社に対する資産及び負債

預金	64,646 百万円
短期借入金	256,501 百万円
5. 会社が発行する株式の総数

普通株式	15,000,000 株
優先株式	1,767,000 株
発行済株式の総数	
普通株式	5,796,000.92 株
優先株式	1,132,100 株
6. 自己株式
当社が保有する自己株式の数は、普通株式963.57株であります。
7. 配当制限
当社の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、一営業年度において下記の各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。

第一種優先株式	1 株につき10,500円
第二種優先株式	1 株につき28,500円
第三種優先株式	1 株につき13,700円
第四種優先株式	1 株につき200,000円を上限として発行に際して取締役会の決議をもって定める額
第五種優先株式	1 株につき200,000円を上限として発行に際して取締役会の決議をもって定める額
第六種優先株式	1 株につき300,000円を上限として発行に際して取締役会の決議をもって定める額

(損益計算書関係)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 営業外収益のうち関係会社との取引
受取利息

9 百万円

3. 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。

給料・手当	396 百万円
土地建物機械賃借料	112 百万円
広告宣伝費	241 百万円
委託費	91 百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産	
子会社株式	1,186,226 百万円
税務上の繰越欠損金	5,947 百万円
その他	35 百万円
繰延税金資産小計	1,192,210 百万円
評価性引当額	1,186,947 百万円
繰延税金資産合計	5,263 百万円
繰延税金資産の純額	5,263 百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	42.05 %
(調整)	
受取配当金益金不算入	65.47 %
評価性引当額	18.23 %
その他	0.92 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.27 %

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額	231,899円30銭
1株当たり当期純利益	18,918円33銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	15,691円82銭